

## 生徒手帳の取扱いについて

- (1) 生徒手帳は、私たちの生活の向上をはかる上で大切なものですから、日常生活によく活用しましょう。
- (2) 生徒手帳は他人に貸したり、譲ったりしてはいけません。
- (3) 生徒手帳は、学校活動時には所持しなければなりません。
- (4) 生徒手帳を紛失した時はすぐに学校に届けなければなりません。

## 学 校 目 標

生きるよろこびをもとめて

- ・豊かな人間性
- ・行動できる力
- ・連帯する心

大阪市立新東淀中学校

創立記念日 11月22日

## 目次

校 歌	3
生徒会憲章 前文	5
生徒会会則	6
選挙規定	13
学級代表等の任務	18
生徒会申し合わせ事項	21
図書館のきまり	26
非常災害時の措置について	27

## 新東淀中学校校歌

1. ゆたけき流れ 淀川に  
育つよろこび 歌いつつ  
心をみがく われらなり  
ともにすすまん わが母校  
新東淀に 光りあれ
2. 大地にかおる このみどり  
嵐を耐えて たくましく  
力をやどす われらなり  
ともにはげまん わが母校  
新東淀に 誇りあれ
3. 山なみはるか 晴れわたり  
あしたの空を 仰ぎみて  
歴史をひらく われらなり  
ともにきずかん わが母校  
新東淀に 栄えあれ  
生徒会憲章

私たちの生徒会は、生徒ひとりひとりのものである。

私たちの生徒会は、生徒自身の手で行うものである。

## 前 文

1976年4月、私たちの学校、新東淀中学校は開校した。それと同時に、私たちの新東淀中学校生徒会も発足した。

私たちは、一日一日の生活の中で、体をきたえ、仲間を大切にし、真理を愛し、正義を尊ぶことを追求していきたい。この新東淀中

学校を以上のことが追求できる生活の場にしていきたい。

全生徒の唯一の組織である生徒会は、生徒の手による、生徒のための生徒会であるということを、ここに宣言し、以下のように会則をもうけ、活動するものである。

## 生徒会会則

### 第1章 総 則

第1条 私たちの生徒会は新東淀中学校生徒会と称し、全生徒をもって会員とします。

第2条 私たちの生徒会は生徒の自主的、民主的な運営と責任ある行動によって、自主的精神の向上を図り、学校生活の発展につとめ、その経験を通じて将来良き社会人となる人格を養うことを目的とします。

第3条 私たちの生徒会は、学級生徒会、学年生徒会、各種委員会、部長会、執行委員会、生徒評議員会、生徒総会をもって組織し、下図のように構成します。

( 生徒会組織図 )

第4条 私たちの生徒会のどの機関においても、構成員の2/3以上の出席により会は成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって決定します。

### 第2章 役 員

第5条 私たちの生徒会を代表し、運営するにあたって次の役員により執行部をつくります。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 執行委員 4名 (うち1年生2名以上)

第6条 役員は別に定める選挙規定により、会員により選出されます。

第7条 会長は、私たちの生徒会の代表であると

共に、責任者です。副会長は会長の仕事をたす  
けます。

第8条 執行委員は、生徒会活動の記録を行います。  
また、会長、副会長とともに、生徒会の円滑な運営  
を行います。

### 第3章 学年生徒会

第9条 学年代表は、各学年を代表し、学年生徒  
会を運営します。

第10条 学年生徒会は、各学年ごとに各学級代表に  
よって構成し、執行部の指導のもとに毎月1回  
定例会議をもち、各学級の学級活動の紹介と  
点検を行い、学年内にある諸問題の解決をはか  
るとともに、評議員会に提案する議事をまとめ  
ます。

第11条 学年生徒会は、各学年の教員の指導のも  
とに、必要に応じて学年集会を開くことができ  
ます。

### 第4章 各種委員会

第12条 私たちの生徒会の企画、運営する事業を  
円滑かつ敏速に行うために評議員会の協力機関  
として各種委員会をおきます。

第13条 各種委員会には、生活委員会、文化委員  
会、体育委員会、保健委員会、美化委員会の5  
つの委員会をおきます。

第14条 各種委員は、各学級から2名（男女各1  
名ずつ）選出されます。その任期は前・後の2  
期制とします。

第15条 各種委員会ごとに、委員長、副委員長、  
書記を互選し、委員長は評議員とします。職員  
会との連絡のため顧問教員をおき、顧問の指導  
のもとに毎月1回各委員長が召集して定例会議  
をもち、委員会活動を計画、点検するとともに、  
評議員会に提案する議事をまとめます。

## 第5章 執行委員会

第16条 執行委員会は、執行部によって構成し、評議員会で審議する議事を選択決定します。

## 第6章 生徒評議員会

第17条 私たちの生徒会の審議、議決機関として、生徒評議員会をおき、学級代表、各種委員長、執行部をもって構成します。以上の構成員を評議員と称し、議決権を有します。

第18条 評議員会は前・後期に1回会長が招集し開かれます。ただし、その他緊急議事がある時は、評議員の1/3以上の要請又は執行部の要請により会長は臨時評議員会を招集できます。

第19条 評議員会は評議員より選出された議長により議事運営がなされます。副議長、書記は執行部がこれを行います。

第20条 定例の評議員会は、およそ次のことを行います。各学年、各種委員会の活動報告と計画、あらかじめ用意された議事の審議、評議員からの緊急議事の審議。

第21条 評議員会は必要に応じて、その間に評議員その他により種々の専門委員会を設立又は廃止することができます。

第22条 私たちの生徒会の会員中、会長の承認を得た者は誰でも評議員会に出席でき、議長の許可を得て発言することができます。ただし、議決権はありません。

## 第7章 部活動

第23条 私たちの生徒会は、その目的を達成する実践組織として部活動をもちます。活動の目的は会員の個性を充分生かす場として自己の能力、興味、趣味を伸ばすことにより健康の増進と情操を豊かにすることにあります。

第24条 部活動は、運動、文化の両部を持ち種々の部を構成します。会員は自主的に所属し、活

動するものとします。

第 25 条 会員は原則として 1 人 1 部に所属するものとします。

第 26 条 各部は教職員を顧問とし、大阪市部活動指針「プレイヤーズファースト」に基づいて活動を行うものとします。顧問教員のいない日は原則として活動は中止します。

第 27 条 会員の入部は、保護者の同意と学級担任の承認を得て、顧問教員へ届け、その許可を得て入部することができます。

第 28 条 部長は各部を代表し、部長会に出席します。

第 29 条 部長会は各部の連絡調整を行います。

第 30 条 生徒会の各会議は部活動に優先します。

第 31 条 各部のその年度の活動は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとします。1 部につき 1 名以上の顧問教員を必要とし、顧問教員のいない部は設立を認められません。

## 第 8 章 顧問教員

第 32 条 私たちの生徒会は若干名の顧問教員をおきます。顧問教員は生徒の要求・意志を職員会に報告するとともに、生徒会活動を指導助言します。そのため本会のあらゆる会議に出席することができますが、議決権はもちません。

## 第 9 章 最高責任

第 33 条 私たちの生徒会のいかなる問題、活動についても学校長がその最高責任者となります。

## 第 10 章 改正

第 34 条 本会則の改正は、会員の意見と、職員会の指導により、評議員会において、評議員の 2/3 以上の賛成でもっておこないます。

## 第 11 章 補 則

第 35 条 私たちの生徒会役員の任期を 1 年とし、各種

委員・評議員の任期を前期（4～10月）・後期（10～3月）  
までとします。就任と事務引継は認証式後とします。

第36条 本会則を実施するにあたり、必要に応じて細則をもうけることができます。細則は評議員会により承認され職員会の許可を得ればただちに実施されます。

付 則 この会則は1976年6月1日から効力を発  
します。

#### 生徒会選挙規定

#### 第1章 適用

第1条 この規定は生徒会役員選挙に適用します。

#### 第2章 選挙者範囲

第2条1項 生徒会役員は私たちの生徒会の全会  
員により選挙されます。〔但し学年代表  
は除く〕

2項 学年代表は、学年生徒会で学級代表  
のうちより、1名を互選します。

#### 第3章 立候補者

第3条 選挙する生徒会役員の種別および定数は  
会長1名、副会長1名、執行委員4名の計6名  
とします。

第4条 立候補者の範囲は、1・2学年とします。  
立候補者がない場合は評議員会がこれを推せん  
します。

第5条 立候補者1名につき、応援する者1名以  
上を必要とし、すべて学級担任の承諾を必要と  
します。

第6条 立候補者は、立候補届出用紙に所定事項  
を記入のうえ選挙管理委員会に届けなければな  
りません。用紙は選挙管理委員会において交付  
し、受付時間、場所はその都度指定します。

第7条 立候補届出後、立候補を断念する場合は  
学級担任の承諾書をそえて選挙管理委員会に届  
けなければなりません。

#### 第4章 選挙告示

第8条 選挙告示は、生徒会顧問教員の指導のもとに選挙管理委員会がこれを行います。

第9条 選挙告示の様式は、選挙管理委員会で行います。

第10条 選挙は選挙告示日より1週間以後に選挙管理委員会がこれを定め行います。

#### 第5章 選挙管理委員会

第11条 選挙管理委員会は、その都度、学級で1名を互選し、構成します。選挙時に立候補するものは選挙管理委員をかねられません。

第12条 選挙管理委員は一切の選挙運動はできません。

第13条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の事務を次の通り行います。

- イ. 委員の中より互選で委員長1名、副委員長1名を選ぶこと。
- ロ. 生徒会役員選挙を告示すること。
- ハ. 立候補届出用紙を準備し、立候補の受け付けをすること。
- ニ. 立会演説会を開き、その運営をすること。
- ホ. 投票事務の一切を行うこと。
- ヘ. 開票事務の一切を行うこと。
- ト. 当選者を発表すること。

選挙管理委員会は当選者を発表した後解散します。

#### 第6章 選挙運動

第14条 各候補者および応援する者は、公正な選挙運動を自由にすることができます。その期間は立候補届出用紙を選挙管理委員会に提出した時より、立会演説会当日までとします。

第15条 ポスターの規定は次の通りとします。

- イ. 画用紙1枚を立候補受け付けと同時に渡され

ます。

ロ. ポスターの片隅に選挙管理委員会の確認印を  
押したもののみ掲示できます。

ハ. ポスターの字体、色彩、様式は別で定める。

ニ. 立会演説会終了後、その日の内に選挙管理委員会  
によって撤去します。

第 16 条 悪質な選挙運動および所定のポスター用  
紙以外のポスターをはった場合は立候補者およ  
び推せん責任者から事情を聞き、選挙管理委員  
会の判断で立候補を取り消すことがあります。

#### 第 7 章 投票および開票

第 17 条 立会演説会終了後ただちに投票を行いま  
す。

第 18 条 投票は選挙管理委員会の指示に従い、各  
クラスで行います。投票の立会人は教員がこれ  
を行います。

第 19 条 投票は無記名单記投票とします。対立候  
補のいない場合は信任投票を行います。

第 20 条 投票終了後、各クラスの選挙管理委員は  
投票用紙の数を確認し、選挙管理委員会まで届  
けます。

第 21 条 開票は当日の放課後、直ちに選挙管  
理委員会が行います。開票に際しての立会人は  
生徒会顧問教員がこれを行います。

第 22 条 有効、無効の認定は選挙管理委員会がこ  
れを行います。

#### 第 8 章 当 選 者

第 23 条 最高得票候補者をそれぞれの当選者とし  
ます。得票が同数の場合は決選投票とし、投票  
は 3 日以内に行われます。又、信任投票は投票  
数の過半数の信任をもって当選とします。不信  
任の場合は評議員会が候補者を推せんし、1 週  
間以内に再選します。

第 25 条 当選者は学級代表、各種委員の兼務はで  
きません。

第 26 条 当選者が事故その他の事情により任を辞し・解任された時は次点者を当選者とします。

## 第 9 章 改 正

第 27 条 本規定の改正は評議員会の 1/2 以上賛成を必要とします。

付 則 この選挙規定は 1985 年 4 月 1 日よりその効力を発します。

### 学級代表の任務

1. 学級の生徒が、安全かつ、楽しく学校生活がおくれるよう気をくばる。
2. 学級の各種委員とともに学級内の諸活動を推進する。
3. 学級内の諸問題を自分たちの手で解決するよう学級会などをひらいて努力する。
4. 学年生徒会に出席し、学年内の諸問題の解決をはかる。
5. 学年代表は、評議員会に出席し、学校内の諸問題の解決をはかる。
6. 学級担任、教科担任との連絡および伝達に努める。

### 各種委員の任務

生活委員 生徒が、安全かつ楽しく、学校生活をおくれるよう、又「生徒会申しあわせ事項」が守れるよう努める。毎朝の遅刻の点検、月間目標を推進する。

文化委員 文化的活動を推進する。  
図書館に関わる仕事を行う。  
読書の習慣をつけるよう指導する。

体育委員 体育的活動を推進する。  
教科担任との連絡および伝達を行う。  
体育的行事の準備。

保健委員 生徒の健康管理に気をくばる。  
学級でけが人や病人がでた時、保健室へつれていく。保健関係行事の手伝い。

美化委員 校内の美化につとめる。

そうじ用具の点検と補充、清掃後の点検。

#### 日直の役割

- 朝 8 時 15 分までに登校して、窓を開け、教室廊下の整とんにつとめる。
- 日直日誌を職員室にとりに行き、その日の記録をとる。
- 休み時間毎に黒板を消す。
- 教室移動のとき、戸閉まり、消灯をする。
- 教室内の換気に気をくばる。
- 帰りの短学活の司会をする。
- 全員下校ののち、教室内の戸閉まり、消灯をする。
- 日直日誌を職員室へもどす。

#### 生徒会申し合せ事項

##### 1 登校と下校のときの心得

- ① 遅刻しないように家を出よう。
- ② 寄り道や飲食店への出入りはもちろん、物を食べながら歩いたりするようなことはやめよう。
- ③ 8 時 25 分までに登校しよう。放課後は速やかに下校しよう。
- ④ 欠席・遅刻・早退の場合は、保護者から予鈴までに担任の先生へ連絡してもらおう。

##### 2 学習のときの心得

- ① 始業のチャイムの前に教室に入り、先生が来られるまで、静かに自習をしよう。
- ② 授業に遅刻した場合は、授業のじゃまにならないように静かに教室に入り、その時間の先生に理由を届けよう。
- ③ 授業中には、私語やよそ見をやめて、正しい姿勢・熱心な態度で学習しよう。
- ④ 自主的な態度で学習しよう。
- ⑤ 共同学習には協力し、積極的に発表しよう。
- ⑥ 気分がわるくなったときは、その時間の先生に届け出て、指示を受けよう。

### 3 校内一般の心得

- ① 月間の生活目標をよく守り、みんなで協力しよう。
- ② 礼儀正しい言葉づかいや態度を心がけよう。
- ③ いつも校舎内外の清掃、整とん、美化に努めよう。
- ③ 学校の用具や備品は大切に扱い、万一破損あるいは紛失したときには、すぐに係の先生か、担任の先生に届け出て、指示を受けよう。
- ⑤ 体育館・図書館・特別教室を使用するときは、その使用規則をよく守ろう。
- ⑥ 集会その他集団で移動するときには、静かに、すみやかに行動しよう。
- ⑦ 校内の放送や掲示などの連絡に注意しよう。
- ⑧ 校舎内では、他の人に迷惑になるような行動はやめよう。
- ⑨ 運動場では、雨天や状態の悪い日は出ないようにしよう。  
また、他の人に迷惑をかけるような遊びはしないようにしよう。
- ⑩ 昼食は、定められた時間に教室で食べよう。
- ⑪ 登校してから下校時刻までは、許可なく校外へ出ないようにしよう。
- ⑫ 金品を失ったり、拾ったときは、すぐ担任か係の先生に届けよう。
- ⑬ 植木や花を傷めないように、大切にしよう。
- ⑭ 非常災害の場合には、落ちついて静かに、すみやかに、行動できるよう、いつも心がけておこう。
- ⑮ 持ちものには、学年・組・名前をはっきりと書いておこう。
- ⑯ お金や貴重品は、持ってこないようにしよう。
- ⑰ 携帯電話、ゲーム等、学校に不必要な物は持ってこないようにしよう。
- ⑱ 遅刻した場合は職員室で遅刻入室カードをもらい、教科の先生にわたそう。
- ⑲ 保健室を利用する場合は、職員室で保健室入室記録をもらってからいこう。

#### 4 服装・身だしなみ等の心得

- ① 本校で定められた型の標準服を、つねに清潔に気をつけて、きちんと着用しよう。
- ② 各自で気候・体調に合わせて服装を判断しよう。ただし、入学式・卒業式については、ブレザーを着用しよう。
- ③ 校内では名札が見えるようにしよう。
- ④ 靴は白を基本とした運動靴を使おう。
- ⑤ ブレザーの下には必ず中学校指定のポロシャツを着用しよう。
- ⑥ 靴下は男女とも白色・黒色・紺色を着用しよう。
- ⑦ 防寒着について
  - (1) 11月～3月までとする。
  - (2) 冬服の上着を着用し、ブレザーの中に着ることのできる、白色・黒色・紺色・ベージュ・グレー色のセーター、カーディガン、ベストに限る。ただしフード付き及びハイネックのものは不可。
  - (3) 手袋・マフラー・毛糸帽子は登下校中のみで、校内での着用は不可。
  - (4) 女子のストッキング及びタイツはベージュ色、黒色とする。
  - (5) 女子のスカートの下にジャージをはくのは不可。ただし体育で使用しているハーフパンツは可。
  - (6) 防寒着は各自のロッカーかカバンに入れて管理する。椅子にかけることはできない。
  - (7) 上記のルールを守ったうえで登下校時に限り以下の防寒着着用を追加で認める。  
コート・ジャンパー・ウインドブレーカー・パーカー
- ※上着の色や柄は問わないが、ファー・革・デニム生地は不可。
- ⑧ 頭髪そのほか身体はいつも清潔にしよう。
  - (1) 奇抜な頭髪・頭髪の染色・パーマ・編込み・エクステライン・整髪料等は不可。
  - (2) 女子の髪を留めるときは、黒のピンか黒・紺・茶色のゴムを使うこと。ヘアアクセサリは不可。
  - (3) マニキュアや化粧・香料等は不可。

- (4) ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品は不可。

\*不備がある場合は速やかに改善する。

## 5 校外での心得

- ① 外出は、必ず家の人に行先、用件、仲間、帰宅時間を伝えて許しをうけ、行動をしよう。
- ② 交通のルールを守り事故のないように心がけ、自転車にのるときは、特に注意しよう。
- ③ 夜遊び、危険な玩具や、火薬類などの遊びは、絶対にやめよう。
- ④ 他の学校を訪問する必要があるときは、必ず指導の先生の引率のもとに訪問するようしよう。

## 図書館利用規定

1. 開館日 月曜日～金曜日までの昼休み
2. 図書館は新東淀中学校みんなのものです。  
館内では静かにし、調べ物や読書をする人の迷惑にならないようにすること。
3. 読み終わった本は、必ず元の場所に戻すこと。
4. 使った机は美しく、イスはきちんと元の状態に戻しておくこと。
5. 貸し出しの手続きについて
  - \*貸し出し期間は1週間
  - \*貸し出し冊数は1人3冊まで
  - \*夏休みなどの特別貸し出し期間は5冊まで
  - \*返却手続き後は、自分で元の場所に戻すこと
  - \*注「禁帯出」とかかれた書籍は、生徒に貸し出しできない

## 非常変災時の措置について

- 1 午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、臨時休業措置とします。  
また、午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合。
  - イ 東淀川区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令があった場合。
  - ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
  - エ 気象庁発表の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関する発表がなされた場合。
- 2 登校後に、上記の態様および規模の災害等が発生した場合には、周辺の安全を確認したうえで、状況を判断して下校させることがあります。
- 3 1および2の場合には、直ちに、保護者メール配信、電話連絡、ホームページへの掲載等の手段により、措置や状況等の連絡をします。